

消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

資料 4-1

令和6年度予算（案）額 **62百万円**（令和5年度予算額 68百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕

令和6年度予算（案）額 **6.7百万円**（令和5年度予算額 6.7百万円）〔消費者教育推進会議〕

事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行います。
- エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）の考え方及び行動が広がるよう、普及啓発を行います。

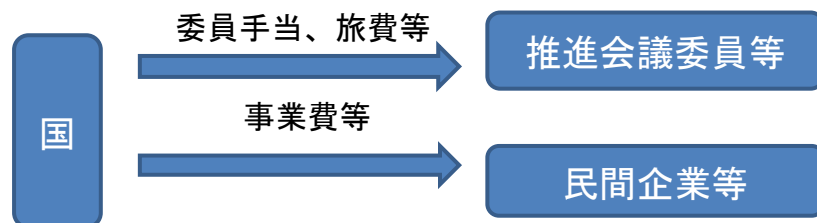
事業イメージ・具体例

- 消費者教育推進会議（審議会）の開催
 - ・消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進のために、委員相互の情報交換及び調整を行います。
 - ・改定された基本方針を踏まえて、社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育について議論を行います。

事業イメージ・具体例

- 成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の推進
 - ・令和4年4月の成年年齢引下げ後における消費生活相談の内容等も踏まえながら、消費者被害防止に向けて、若年者等に対し、その特性に応じた情報を直接的に届けるとともに、実践的な消費者教育を推進します。
- 事業者における消費者教育の推進
 - ・切れ目ない消費者教育の機会を提供するため、事業者の若年から壮年、退職期までの従業員を対象として消費者被害の防止とSDGs等の観点を取り入れた消費者教育の研修の実施を促進します。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
 - ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査や効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、各種イベント等への積極的な参画等、情報発信の取組を強化します。
 - ・エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえよう働きかけを行うとともに、職員による出前講座等を実施し、全国への普及に取り組みます。
 - ・エシカル消費の実践度向上に向けて、消費者の行動変容につながるより効果的な啓発手法を生み出すための調査を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成します。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促します。